

総務企画委員会記録

<第2号>

令和7年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和7年3月5日（水曜日）

沖縄県議会

総 務 企 画 委 員 会 記 録＜第 2 号＞

開会の日時

年月日 令和 7 年 3 月 5 日 水曜日
開 会 午前10時 0 分
散 会 午後 1 時52分

場 所

第 7 委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 2 乙第41号議案 副知事の選任について
- 3 乙第45号議案 沖縄県監査委員の選任について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	高 橋 真
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	呉 屋 宏
委 員	島 袋 大
委 員	幸 喜 愛
委 員	玉 城 健一郎
委 員	仲宗根 悟
委 員	渡久地 修
委 員	当 山 勝 利

委 員 大 田 守

欠 席 委 員

委 員 島 尻 忠 明

説明した者の職・氏名

総 務 部 長	宮 城 嗣 吉
人 事 課 長	城 間 敦
警察本部運転免許管理課補佐	登 川 正 隆

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日は、先議案件として要望のありました乙第11号議案、乙第41号議案及び乙第45号議案の審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 ただいま通知しました、令和7年第1回沖縄県議会（2月定例会）総務企画委員会（先議）乙号議案説明資料を御覧ください。

2ページをお願いします。

乙号議案一覧表にありますとおり、本日は、条例議案1件、同意議案2件、合計3件の御審査をよろしくお願いいたします。

3ページをお願いします。

乙第11号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、自動車税環境性能割及び種別割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードにより当該情報を確認できるよう

にする等の必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、自動車税環境性能割及び種別割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードの提示により申請書の記載事項を確認できるようにするもの。その他、所要の改正を行うものです。

この条例は、令和7年3月24日から施行することとしております。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 ちょっと2点だけお願いします。

まず1点目。今回、運転免許証とマイナカードの中に運転免許証が入る、もしくはこの両方ということでもありますけれど、マイナ免許証はどこが発行することになるんですか。

○登川正隆運転免許管理課補佐 お答えいたします。

マイナンバーカードについては、市町村役場のほうで交付手続を行っていたく形になりますけれども、この記録に関しては、運転免許センター及び各支所、あとは警察署の交通課の窓口で行うことができます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今、例えば免許証を持っている方、3番で両方を持っている方とかは、1つにしたいといったときは、運転免許センターに行ったらすぐ統合できるんですか。

○登川正隆運転免許管理課補佐 お答えいたします。

制度に関しては令和7年3月24日からですので、その日からであればいつでも、運転免許センター等が開いている時間帯であれば可能でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

すみません、最後ですけど、マイナカード、沖縄県内の普及率ってどれぐらいありますか。

○登川正隆運転免許管理課補佐 お答えいたします。

総務省の資料によりますと、令和7年2月末時点で、人口に対する保有枚数率については、全国平均が78%であることに對して、県内は66.6%となっております。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 まず、これ両方1つにすることによって、メリット、デメリットはあると思うんですね。使用する方は、やっぱりそちらのほうが一番関心あるのかなと思うんですが、メリット、デメリット、ちょっと教えていただければ。

○登川正隆運転免許管理課補佐 お答えいたします。

まずメリットといたしましては、マイナ免許証1枚持ちの場合にあっては、所定の手続を行っていただければ、住所、氏名または生年月日等に変更があった際、市町村の窓口届ければ、警察での免許情報を変更する必要がないワンストップサービスを受けることができます。また手数料も安くなるということもございます。その他、マイナ免許証1枚持ち、従来の免許証とマイナ免許証の2枚持ちの方については、免許更新の講習区分が優良運転者または一般運転者の方であれば、オンライン上で講習を受けることが可能となります。

ただ、デメリットについてなんですけれども、マイナンバーカードの券面に免許情報が記載されていないため、御自身でマイナポータルや読み取り専用アプリを利用して、有効期限を確認してもらう必要があることとございます。特に住所変更をきちんとしていれば、免許更新の前に更新連絡はがきが自宅に郵送されてきます。その辺は大丈夫なんですけれども、マイナ免許証の方で住所

変更を怠った場合に、自宅に更新連絡はがきが届かないということがありますので、更新を忘れてしまうおそれがあります。

以上でございます。

○大田守委員 更新忘れは自己責任という形になると思うんですけども、分かりました。あと、常時この確認はできるということですね。

○登川正隆運転免許管理課補佐 そのとおりでございます。

○大田守委員 あと1点ですね。沖縄の場合、免許証の再発行、この率は結構トップ、全国でも上のほうだと思うんですよ。

もしこれを紛失した場合、マイナンバーと免許証を同時に発行するのか、それともまずは別々に発行するのか。同時であればどこでやられるのか。行政の窓口でできるのかね。

○登川正隆運転免許管理課補佐 お答えいたします。

マイナ免許証1枚持ちの場合ですと、どうしてもマイナンバーカードは市町村役場のほうで申請手続きを行っていただく形になります。このマイナンバーカードに関しては、特急交付をやっているところであれば1週間程度でできるということなんですけれども、その間、マイナ免許証1枚持ちの方に関しては免許情報が全くない状況となってしまいます。その場合ですと、もし運転の必要がある場合は運転免許センターのほうに来ていただいて、運転免許証の再交付を受けていただく。その後に、マイナンバーカードができた時点で、このマイナンバーカードに免許情報を記録していただく、そういう手続が出てくるということでございます。

○大田守委員 両方を一本にまとめている場合、1週間ぐらいかかるとおっしゃっていましたよね。そうなってくると、万が一、運転をしてしまうと不携帯という形になるんでしょうか。

○登川正隆運転免許管理課補佐 お答えいたします。

免許不携帯ということで、検挙の対象となります。

○大田守委員 そうであれば、再発行は当日、即日でできますよね。それはもう、一旦一本化しないで別々にしたほうが、本来、免許を持っている方はいい

ということですね。

○登川正隆運転免許管理課補佐 そのとおりでございます。

○大田守委員 分かりました。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 今の太田委員からあったように、やはり1枚にしてしまったら、そういった不携帯とか紛失したときにですね、また再発行の手続もいろいろかかると思うので大変だと思っではいるんですよ、僕も。
今現在の、マイナ免許証の普及率というのが分かるのであれば教えてください。

○登川正隆運転免許管理課補佐 制度が令和7年3月24日からですので、まだマイナ免許証は普及しておりません。

○徳田将仁委員 分かりました、すみません。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
以上で、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第41号議案、副知事の選任についての審査を行います。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 5ページをお願いします。
乙第41号議案副知事の選任について御説明いたします。
この議案は、照屋副知事の任期満了に伴い、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。
提案に係る履歴を掲載した議案説明資料（履歴書）の3ページ及び4ページも御参考に御覧ください。

3 ページ、4 ページの表示をお願いします。

御提案いたしました大城肇氏は、経済学の研究者として活躍され、琉球大学理事・学長などの要職を歴任し、現在は同大学の名誉教授を務めるなど、その実績及び手腕は高く評価されております。

また、沖縄県振興審議会会長や沖縄振興開発金融公庫業績評価委員会委員を務められ、沖縄振興や島嶼経済に関する造詣も深く、その豊富な知識や経験から、副知事として適任でありますので、議会の同意を得て副知事に選任したいと考えております。

以上で、乙第41号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 幾つか質問させていただきます。

まず、副知事の役割をちょっと教えていただきたいです。

○城間敦人事課長 お答えします。

副知事の職務についてでございますが、地方自治法第167条第1項の規定により、副知事は、知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、知事部局の職員の担任する事務を監督するとされております。

また、同法第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、または欠けたときは副知事はその職務を代理するとされております。

以上です。

○宮里洋史委員 今現在、池田副知事と照屋副知事がいるわけですが、その役割分担はどのようになっていますか。

○城間敦人事課長 お答えします。

現在の副知事の担当事務でございますが、令和7年2月現在、副知事の担当事務、部局でお答えしますと、池田副知事は、知事公室、総務部、保健医療介護部、文化観光スポーツ部、土木建築部、病院事業局、企業局、教育委員会を除く知事部局以外の執行機関との連絡調整を担っております。照屋副知事のほ

うは、企画部、環境部、生活福祉部、こども未来部、それから農林水産部、商工労働部、出納事務局、教育委員会となっております。

以上です。

○宮里洋史委員 今回、照屋副知事退任に当たって代わるということなんですから、県の事業の中で、照屋副知事が抱える重要案件は何ですか。

○城間敦人事課長 照屋副知事、先ほど担任する部局のほうをお答えさせていただきましたが、企画部、環境部、生活福祉部、こども未来部等々ございます。全ての部局でそれぞれ重要事項あるかと思いますが、例えば企画部でありますと、沖縄県全体の振興計画を担っている沖縄振興開発、沖縄21世紀ビジョンの進捗管理であったり、環境部であれば、最近でありますと例えばP F O Sの問題であったり、生活福祉部であると北部豪雨の災害への対応とか、そういったものが重要案件になるかと考えております。

○宮里洋史委員 すみません、照屋副知事の経歴含めて経済も、このタイミングでM I C Eの話が出ないことを僕はすごい気にしているんですけども、どういう取扱いで副知事を選任しているのかなと思います。M I C Eを含めて、政治、行政が行う経済活動というのは、入り口にまちづくりがあると思うんですよ。

でも、今の話を聞いていると、照屋副知事の所管には土木建築部が入っていない。ゾーニングの観点、そしてまた土台づくりについて、今後担われる方の意識というか、そして県庁部局としてもこの業務の振り方をどのように考えていますか。

○宮城嗣吉総務部長 まず照屋副知事、経済分野を中心に、これまでの経験を生かして御尽力されたというところがありますけれど——宮里委員がおっしゃっていましたように、土木建築部が本来専門なんですけれども、出身がその事業を営んでいたというところがありましたので、土木建築部は外れていたのだというようなことがございます。

今後、そういうまちづくりの中での、東海岸にもう一つの経済の背骨をというところの部分でのM I C E建設等につきましては、引き続き重要課題というふうに認識しております。

県としてはそれを推進していこうというような形ではございますけれども、そういうのも含めて、大城氏におかれては、琉大学長をお務めになった経験と

実績、また経済学者として沖縄県の経済施策、それから特に島嶼経済、地域振興という分野で深い知見があるというところもありますし、政策面にも見識を有しておりますので、そういったこれまでの御経験、知見を生かして県政の発展に寄与されるというふうに期待しているところでございます。

○宮里洋史委員 今、質問しましたゾーニングの観点も改めてお願いいたします。まちづくり、県土のゾーニングについてどのように考えるのか。経済とおっしゃるのであれば、そこも担うと思うんですけど。

○宮城嗣吉総務部長 21世紀ビジョン基本計画の中で、地域振興、その地域ごとの振興の方針というふうに定められておりまして、西海岸と東海岸、特に東海岸の部分については、経済的に西海岸に比べてこれからというところがございまして、東海岸サンライズベルト構想、それを21世紀ビジョン基本計画のほうに溶け込ませた形になっておりますので、その21世紀ビジョン基本計画を着実に推進するという中で、大型MICE施設であったりとか、東海岸の潮乃森開発であったりとか、スポーツ拠点の形成とかという形の、市町村のプロジェクトと連動させながら進めていくというような形になるかと思います。そこに、大城氏の知見というのは大いに生かされてくるのではないかなと期待しているところでございます。

○宮里洋史委員 今、経済界がGW2050という動きをされております。経済界中心にですね。沖縄県がそれに対してのアプローチは、少し僕は勉強不足で分かりませんが、知見を持っているのはいいんです。

ただ、経済界があって、そこに対してのアプローチ。一緒に進んでいく、要するにこんなしたほうがいいんじゃないという立場ではなくて、予算を投下して、共に沖縄県を盛り上げていこう。そのためには様々な付き合い、つながりを持たなければいけません。その部分はいかがですか。

○城間敦人事課長 お答えします。

今回提案しました大城氏、琉球大学学長、あるいは先ほど来ありますが、沖縄県の振興審議会の会長等を歴任されております。多様な構成員を抱えたこういった団体の取りまとめ、あるいは行政、それから外部と折衝してきた経験があるというところを認識しておりまして、そういったところのネットワークを生かしながら、副知事の職を十分に果たせるものだと考えております。

○宮里洋史委員 今回の答弁では、副知事にもし選任された場合に、経済界と共に胸を張って、一緒に沖縄県を盛り上げていこうと音頭を取れる方という認識でよろしいですか。

○城間敦人事課長 繰り返しになりますけれども、学長あるいは振興審議会の会長と、その他のいろんな団体等の役員等をこれまで経験している中で、そういったネットワークを通じて、経済界の皆様方とも連携して、副知事の職務を十分に果たせるものというふうに考えております。

○宮里洋史委員 僕が聞いているのは、受動的にではなくて、能動的に動ける方ですかと聞いている。

○宮城嗣吉総務部長 まず副知事につきましては、知事との信頼関係が保たれる人物であるということが必要だと思っております。知事の最高の補助機関ということで、知事と一体となって、沖縄が抱える課題解決に向けて、今おっしゃっているように、国との折衝であるとか関係団体との連携だとか、そういう高度で多様な分野を担っていただくという形になるかと思えます。これまでの御経験から、多様な構成員を抱える団体を取りまとめている長としてのそういう実績がございますし、その中で行政や外部と折衝してきた経験もございます。そういう部分で、知事それから職員と一体となって、そういう課題の解決に御尽力いただけるものというふうに、率先して活躍いただけるものと考えております。

○宮里洋史委員 最後の質問になります。

照屋副知事が今回の本会議の一般質問で、代表質問ですか、浦添市長選挙のときに里道候補の遊説を行ったというお話があります。

今お話がある方については、政治的な動きはどのようにされるとお思いですか。

○宮城嗣吉総務部長 琉大の学長等々を経験されたというところの部分、長らく教育分野とか経済研究分野に携わってこられた方だというふうには認識しておりますので、そういった活動をなされるかどうかという部分については、これからの御自身の御判断になるかと思っております。

○宮里洋史委員 分かりました。

僕が今言った観点も、ぜひとも責務として、沖縄県の副知事ですから、やはりいろんなエリアを見て動いていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 すみません、今の1点だけ聞かせください。

今の宮里委員の質問の中にもあったんですけど、今回、照屋副知事は、土建部は、今まで企業で勤めていたから担当を外したというお話があるんですけど、この大城肇さんが今回副知事になったら、もしですよ、もし仮になったら、この池田さんとの部局のすみ分けというのはまた新たに作り直すのか、そういうところを聞かせてください。

○城間敦人事課長 答えします。

副知事の担任事項につきましては、議会の同意が得られた後、沖縄県副知事の担任事項を定める規程を改正し、決定していくことになります。

その担任事項を定めるに当たりましては、各部局の組織あるいは予算規模、所管業務等の関連性、それから業務の多い、少ない、これまでの経歴、専門分野等を考慮し、最終的に知事が判断することになるかと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 ちょっと長くなるかもしれませんが、まず、この大城さんが副知事になったら、筆頭になるのか、どこ側になるのか。どちら側の部分を担うのか。

○城間敦人事課長 答えします。

担任事項につきましては、先ほど述べたように、これから規程を改正し、組織の規模だとか予算規模あるいは経歴、専門性などを考慮して、最終的に知事が決めていくことになります。

それと、筆頭副知事の部分につきましては、副知事としての在任期間等を中心に、総合的に勘案して決めていくということになっております。今はまだ特

に決まっていないというところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 さっき僕は、総務部の議案の乙号の説明を聞いたんだけど、さっき部長が経済に詳しいとか、振興審議会にも入っていたとかというのは、そんなのはどうでもいいんだよ。だったら、それを生かして何を担当するかというのは、もう決めていないといけないんじゃないのか。これを承認した後でまたこの担当を決めるっていうのか。それは審議にならないんじゃないのか。普通だったら、この人を副知事にするから、この分野を担当させますよと。そういうふうに決めて持ってくるんじゃないのか。じゃ、この副知事はどれやっても大丈夫だということなのか。オールラウンドなのか。この人は全部に博学なのか。おかしくないか。

○宮城嗣吉総務部長 副知事は、知事を支える最も上位の補助機関として事務を補佐しつつ、県行政の効率的な執行を図るために担任する事項を定めるということになっております。その担任する事項については、当然、議会の同意を得た後にということでありましてけれども、知事がそれぞれの経験、専門分野を生かす方向で検討されると考えております。現在の照屋副知事が担っています企画部、環境部、生活福祉部、こども未来部、農林水産部、商工労働部、出納事務局、教育委員会、今担っている部分も勘案しながら知事が決定するということでございますので、知事のほうでは内々に、こういった分野を担っていただくかということについては検討されていると考えています。

○呉屋宏委員 これ朝の議案説明会でも聞いたんだけど、使用料、手数料を幾ら上げますと新旧対照表を持ってきていた。

ところが、あなた方、この手数料は幾らかかって足りないから、これだけ上げますっていう、この幾らかかっているというものを持ってこないで、新旧対照表だけ持ってきて、これで審議できるのかという話をしました。今まさに一緒じゃないか。何を担当して沖縄県はよくなるから、この人が担当するとよくなるからという話をしなければ、これは話にならないんじゃないかなと僕は思うんだけど、俺が言っていることは間違っているか。この人は経済の専門だから、沖縄県振興審議会にもずっと籍を置いてきたから、じゃ企画部を担当させましょうとか、あるいは観光を担当させましょうとかというようなことは内々に知事から聞いていますよとかというんだったら話はまだ分かるよ。どこに入るのか何にも決まっていないんでしょう。

○宮城嗣吉総務部長 同意をいただきましたら知事が速やかに決定するというところの部分で、現在、先ほど申しましたそれぞれの経験、専門分野というところの部分で、大城氏の専門とする部分の島嶼経済、それから教育者として活躍されてきたというような経験を踏まえまして、おっしゃるとおり企画部とか、それからこども未来部、農林水産部、商工労働部、そういった経済分野を中心に担ってもらおうということは想定されると思っておりますが、同意いただいた後に、これは知事が決定されるというような形になります。

○呉屋宏委員 部長、僕が質問している意味分かっているか。どっちが先なのか。まずは同意をもらって、それから決めますというのが普通なのか。それとも、こういうことはさせますと言って同意をもらうのが普通なのか、世の中では。県庁じゃないよ。一般から上がってきた部分なんですよ。それと、そこまで言うんだったら、逆に部長はこの人と何回ぐらい面識あるのか。どれぐらい話をしたことがあるのか。今ここで自信持って話をしているけれど、大城さんとどのぐらい会ったのか。

○宮城嗣吉総務部長 沖縄振興審議会の会長をされているときに何度か、会話とか意見を交わしたことがございます。

○呉屋宏委員 これはね、僕ら思うんだけど、例えば僕は昭和の後半ぐらいからこの政治の世界に入っているけれど、昔、西銘さんという知事がいましたよ。あのときは出納長もいたんだけど、中北南に全部、知事、副知事を全部配置していた。北部出身の副知事がいたり、南部出身の出納長がいたり、中部出身の副知事がいたり。だから、全島をくまなく見れるような状況をつくっていた。だけれど、あなた方の今の副知事人事というのは、何のために入れているのかよく分からない。

というのは、今、僕らが審議していても、今現在の副知事が本当にリーダーシップを持ってやっているかという部分が見えないんですよ。もちろん僕も大城さんと会ったことないからよく分からないけれども、知事をサポートするのは、この人がリーダーシップがあるかどうかというところが一番の問題。彼はリーダーなんですよ。そのリーダーをサポートする人もリーダーじゃなければ、ある意味では、あなた方の部を全部統括はできないと思うよ。それぐらいの引っ張る力があるかどうか、僕は見識よりも大事だと思う。だから、そういうところが見えない状況の中で同意しなさいというのは、なかなか厳しい

ところがある。

でも、これは知事が当選をして、自分が指名した副知事だから、基本的には僕は人事に対して、なかなか文句は言わないほうではあるけれども、今の説明を聞いていたら不安になってくる。何が後か先かが分からない。僕はそう思うんだけどね。特に、今、あなた方が一番遅れているのは離島ですよ、過疎地域ですよ。これをどうするかって52年間沖縄振興計画をやっているながら、全然52年間、何の成果もない。人はどんどんどんどん減っている、過疎は止まらない、誰がこれを止めるって。いや、例えば大城さんが、私は過疎が専門ですって言うんだったら、僕は堂々と正面から同意しますよという話になるよ。

だけれど、この人が入ったからって何かが変わるかと思ったら、僕は変わらないと思うよ。ただ空いているから誰かを入れるという話にしか僕には聞こえない。心が動かされない。それが、今のあなた方の説明の中身ですよ。自民党がどうするかというのは僕1人ではないですから、どう思うか分からないけれども。そこは、何がしたいのかというのがこの人事からは見えない。沖縄振興審議会にいらんだったら沖縄のこと全部知っているかというところ知らない。僕はそう思うね。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 1点だけ。大城肇さん、琉球大学で研究をしていたと思うんですけど、そのときの研究というのはどういった研究をされていましたか。

○城間敦人事課長 答えします。

恐縮ですが、どのような論文を書いたとか、そういったところはまだ詳しくお伺いをしていないんですけども、経歴等を確認するところによりますと、経済学のほうを専門にやってこられていて、その中で、また特筆するのは、琉球大学のアジア太平洋島嶼研究センター長もやられているところがございます。そういったところを拝見しますと、経済、それから特にこの島嶼・地域の研究というのに力を入れられたのかなというところはあるかと思います。

以上です。

○玉城健一郎委員 ぜひ、学者ですので、これまでどういった研究をしてきたか、どこに知見が強いのかというのはすぐ分かると思いますので、その辺りは

ぜひ準備しておいてください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 すばらしい方だと思うんですが、政治は生きておりますし、政策も生きている人を相手にしております。学問や研究と若干違うと思うんですよ。照屋副知事の場合には、民間の大きな会社のトップに立って、その民間のあらゆる場面で使える知恵、それを求めて副知事に指名されたと思うんですよ。そういった面では、なぜ今回、民間企業、そういったところのほうから選ばなかったのかなということをお聞きしたい。

○宮城嗣吉総務部長 副知事に求められるものというところでありますけれども、副知事は知事を補佐し、知事の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員を担当する事務を監督し、知事の職務を代理するなど重要な地位を占めるというところ。また、知事の最高の補助機関というところで、知事と一心同体で行動するというようなことも求められると思っております。

副知事の選任につきましては、知事の自由な裁量に基づき、知事が御判断されるという性格のものでありますので、知事がもろもろの事情をしんしゃくの上、慎重に検討された結果、選定されているというふうに考えております。

○大田守委員 それは分かりました。そうであれば、やはり知事1人でこの大城さんを指名するんじゃないかと、多分、周りの推薦があったと思うんですよ。これ、本当に知事のいろんな付き合いの中から選ばれていらっしゃるのか。それともいろんな経緯をもって推薦とか、諮問機関があるんでしたら、諮問機関を設けてやったのかどうか。そこに至る経緯というか、部長のほうでそれは分かりますか。

○宮城嗣吉総務部長 知事の様々なネットワークの中で御判断されたと思いますが、その決定に至るまでこういった形で相談されたのか、そういった部分については承知しておりません。知事が、いろんなネットワークの中で御自身で判断されたのかなと思っております。

○大田守委員 分かりました。

知事の専任事項だと思いますので、それはそれでいいと思います。

あと一つだけ聞かせていただきたいんですが、今、大城さんは民間の役員とか、いろんなものに就かれていると思うんですよね。充て職かもしれないし、そうじゃないかもしれない。そういった場合は、この民間の役職は全て辞めていただいて副知事に専任されるのでしょうか。

○城間敦人事課長 お答えします。

御指摘のとおり、大城氏につきましては、現在複数の企業、団体の役員等を務めているところでございます。副知事への就任が確定した段階で職務の整理を行い、副知事に就任する際には、法律で兼職が禁止されているようなものについては退任いただくというような旨、本人から意思表示を受けているところでございます。なので就任に当たっては、規定に抵触しないような形で就任されるというふうに考えております。

○大田守委員 すみません、じゃこの点に関して、最終的にそういった団体とか企業の役職なりを辞められたというのは、これはもう個人の申告でもって受け止めるということなんでしょうか。県として確認までされますか。

○城間敦人事課長 こちらのほうから特に団体に連絡することは、今のところはしておりません。御本人から申告があった団体について、それぞれ御本人のほうから連絡をしてもらって、そういう調整をされているというふうに聞いております。その報告をもって確認するということになるかと思います。

○宮城嗣吉総務部長 ちょっと補足させてください。兼業禁止というところになりますので、県と受入れ関係にあるとか、そういった特別の関わりがあるような職とは兼ねてはいけないという形になるかと思います。本人から確認した中で、現在、公益財団法人の評議員であったりとか、琉球大学の特別顧問であったりとか、あるいは一般社団法人の非常勤の理事、あるいは株式会社の社外取締役とか、そういった役職に就いている部分については全て把握しておりますので、同意いただいた後には、その役職の内容を精査しながら、規定に触れるような部分については全てお辞めいただくというような形のものを確認する形になるかと思います。

○大田守委員 最後に、利益相反の件もございますし、そこもしっかりとよろしく願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第45号議案沖縄県監査委員の選任についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 資料の7ページをお願いします。

乙第45号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち、議員選出の委員1人が令和7年1月19日に辞職したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案に係る履歴を掲載した履歴書の5ページ及び6ページも参考に御覧ください。

監査委員の議員選出の委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました喜友名智子氏については、令和7年2月18日に県議会議長から推薦をいただいております。

以上で、乙第45号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第45号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第45号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

議案に対する質疑は全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法等について協議したところ、島袋委員から議案を会派に持ち帰って調整したいとの申出があり、休憩することとなった。)

午前10時41分休憩

午後 1 時49分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

まず、乙第11号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第41号議案副知事の選任についてを採決いたします。

島袋大委員。

○島袋大委員 副知事の人事案件に関して一言であります。沖縄・自民党としても賛成であります。

しかし、先ほど委員会の審議の中で、非常に人材的にすばらしい副知事予定者でありますけれども、執行部の答弁があまりにも自信がなさそうなものの言い方するものですから、こういった形での採決に時間がかかったと思っております。もうちょっと執行部も自信を持って、経済のプロフェッショナルの方を副知事に充てるんですから、沖縄の経済界のためにこういった人事をやっていくという思いを言えば済んだ話なんです。そこをもうちょっと、きちんと事

前に説明していただければ、こういった時間はかからなかったんじゃないかなと思っています。我々大所帯なもんですから、その辺をしっかりと認識をしてもらうためにも、そういう議論にちょっと時間がかかりました。非常にすばらしい方でありますので、我々も賛成したいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 では、お諮りいたします。

乙第41号議案副知事の選任について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 異議なしと認めます。

よって、乙第41号議案は、これに同意することに決定いたしました。

続きまして、乙第45号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。
お諮りいたします。

ただいまの乙第45号議案、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第45号議案の件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された先議案件の処理は全て終了いたしました。

次回は3月10日、月曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎